

スクール利用に関する注意事項

1 スクール利用のキャンセルについて

該当の公園管理所へ、テニスは4日前、野球、サッカー・ホッケーは8日前までに申請してください。申請受理をもってキャンセル決定とします。

それ以降に受け付けたキャンセルについては、今後のスクール利用実施の判断材料とさせていただきます、スクール利用をお断りする場合があります。

2 実施中のスクールの日・時間・面数を追加したい場合

- (1) 日・時間・面数の追加申請は、既にスクール利用を許可されている施設と同一施設で、希望日の前日・当日に空きがある場合に行なうことができます。
- (2) 希望日前日・当日の9時から17時に該当の公園管理所へ申請してください。
- (3) 平日の利用のみとなります。土日祝日の利用はできません。
- (4) スクール利用を週2日までに制限している施設についても申請可能です。

3 公園内での宣伝について

公園管理所内にチラシ・ポスター等を掲示すること等については、当該公園管理所の指示に従った上で行うことができます。所管公園緑地事務所及び該当公園管理所に事前に相談してください。

4 その他

- (1) 使用料（利用料金）は、使用当日に公園管理所で支払ってください。
- (2) 公園内において、許可等を受けた範囲外では、使用又は営業行為を行わないでください。
- (3) スクール参加者に対し、公園周辺で違法駐車をしないよう必ず周知徹底してください。
- (4) 本使用が原因で公園施設又は第三者に被害を及ぼしたときは、速やかにその被害を補填し、又は賠償してください。
- (5) その他詳細については、都職員及び公園管理所職員の指示に従ってください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、スクール利用を中止して頂く場合があります。
- (7) 本注意事項を守らない場合は、本使用の承認及び営業行為許可を取り消すことがあります。

※ 東京都の許可を受けない営業行為は、東京都立公園条例第16条第7号により禁止しています。